

令和8年度 第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年8月5日 水曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	11番	藤松美潮	12番	廣石良幸
13番	松田司	14番	木村房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

2番 長友 礼子 、 8番 永野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	藤原力男	川野勝彦	杉本幸雄
片岡正子	藤崎公德	荒巻良直	三浦政己	川崎孝子
古宮政俊	加藤定一	甲斐義信	伊藤美生	宮本達夫
豊田健二	野田由紀	三浦真治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	安只邦盛	次長兼農地・管理係長	深田啓介
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主任	加藤翼

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 23 号	農地法第3条の申請について
議案第 24 号	農地法第5条の申請について
議案第 25 号	非農地証明願いについて
議案第 26 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 7 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和８年度第５回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(１３ ： ３５ 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、 ９番 河野秀徳 委員、 〇〇〇〇〇〇 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より 〇〇〇〇〇〇 並びに 〇〇〇〇〇〇 を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第２３号から議案第２６号までの４議案２件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第２３号」「農地法第３条の申請について」を議題といたします。１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の 〇〇〇〇 です。よろしくお願いします。 議案書１ページをお開きください。 「議案第２３号」 農地法第３条の申請について 農地法第３条第１項及び同法施行令第１条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号１番、申請人、譲渡人、 〇〇〇〇 区、 〇〇〇〇 、５４歳。譲受人、 〇〇〇〇 区、 〇〇〇〇 、７５歳。申請の土地、大字 〇〇〇〇〇〇 、地番 〇〇〇〇〇〇 、地目、台帳現況ともに田、地積８９㎡、合計１筆の８９㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて７８．６アール。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	１番について、 〇〇〇〇 農地委員より説明願います。
〇〇〇〇 委員	７月２１日に立ち合いをしました。場所は 〇〇〇〇〇〇 の近く、県道 〇〇〇 号線沿いにあります。譲受人の農地と譲渡人の農地が重なり、非農地であることがわかりました。譲渡人から購入予定です。非農地は畔石垣のわずか８９㎡であり、これを譲受人に売り、本人もそれを了解しています。慎重審議をお願いします。
議長	１番について、 〇〇〇〇 農業委員よりご意見があればお願いします。
〇〇〇〇 委員	委員さんの言われた通りですが、譲渡人はできれば農地として使える人に使っていただきたいとのことで、この話が決まったようです。何の問題もないと思います。慎重審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、土地を整理している譲渡人と、申請地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。申請地は、譲受人が耕作している田の一部になっており、所有権移転後も継続して水稻を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号１番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。以上のことから、 〇〇〇〇 さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。

事務局	許可基準です。今回、自宅から距離があること・高齢であることから管理が困難になった譲渡人と、農業を開始しようとしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後にサツマイモ・トマト・きゅうりを栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]県、[]、72歳。譲受人、[]区、[]、64歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに田、地積1,099㎡、合計1筆の1,099㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、農業の開始です。 以上です。
議長	4番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	7月17日、農業委員と事務局と現地を確認しました。譲渡人は[]県ということで、管理ができないことです。譲受人の母屋にお戻しするというので申請がございました。よろしくお願いします。
議長	4番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	推進委員の言われていたとおりですが、譲受人は非常にまじめな人で、県職員の試験場で勤めていた大変優秀な方でございます。何ら問題ないかと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住のため、管理が困難な譲渡人と、農業を開始しようとしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後にキウイを栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、[]区、[]、59歳。譲受人、[]区、[]、38歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳山林、現況畑、地積1,983㎡、合計2筆の2,379㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて248.5アール。理由は、管理が困難、経営規模拡大です。 以上です。

議長	5 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	先月 21 日に農業委員と事務局と司法書士の方と現地確認を行いました。地図の 9 番・10 番です。譲受人が農業していることを私は知りませんでしたが、自動車学校の関連会社があってその人が農作業をしているという話を聞きました。規模拡大として果樹を植えるという話のようです。
議長	5 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	推進委員が言った通りですが、今は荒れていますが重機を入れればどうにでもなる程度の荒れ方です。慎重審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、自宅から距離があり管理が困難な譲渡人と、みかん畑を計画している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、令和 6 年度第 12 回総会で、すでに隣接農地を農地法 3 条により取得しています。今回の申請地と一括で開墾・造成し、みかんの苗を植えていく計画で、土地利用計画図・営農計画書が提出されていることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 5 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	私から申し上げますが、地元の推進委員・農業委員に営農計画書等を渡されていますが、実際計画通りにいくかは確認しておかなければならないと思います。
議長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号 6 番、申請人、譲渡人、 市、 、92 歳。譲受人、 区、 、38 歳。申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに田、地積 1,203 ㎡、合計 1 筆の 1,203 ㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて 248.5 アール。理由は、管理が困難、経営規模拡大です。 以上です。
議長	6 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	16 日に農業委員と事務局と代理人の行政書士と現地確認を行いました。場所は位置図 12 ページにありますが、 から県道を の方に 8km ほど入った道沿いのわかりやすい位置にある田です。面積は 12 アールほどでそれほど大きな面積ではありませんが、土手もなく非常に作りやすい土地です。譲渡人は 92 歳、譲受人は 38 歳で若く、周辺の水田もかなり作っています。一生懸命作っていますので、問題ないという感想を持ちました。慎重審議をお願いします。
議長	6 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	推進委員の説明のとおりです。現地の田は譲受人がずっと管理しているとお聞きしています。今回、司法書士と立ち合いましたが、譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまって今回の話になりました。審議をお願いします。

議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、経営規模を拡大したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後に水稻を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第23号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第23号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第24号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 議案第24号 農地法第5条の申請について。 農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）です。番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、無職、87歳。転用者、[]市、[] 代表取締役 []、法人、設立63年。申請の土地、大字猪尾字中道、地番、7番19、地目、田、地積、0.72㎡、外3筆、合計4筆の289.72㎡。申請内容、店舗用地として。申請理由、平成14年の転用許可後から賃借していた遊技場内用地を購入するに当たり、境界を越えた造成が判明したため、現状の境界に合わせて分筆し、転用許可を取得したい。こちらは第3種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	先月の21日、農業委員と事務局と[]の人と現地確認を行いました。元々[]があった場所です。そこを埋め立てて[]があります。その時に造成した範囲がこの土地を超えて埋めていたのが原因で、現地の立ち合いをしました。売買をする方向で進んでいます。慎重審議をお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	現地は■■■■の隅です。昔埋め立ててしまって自分の土地の一部が駐車場にかかっていたことが判明してこの状態になっています。慎重審議をお願いします。譲渡人は■■■■の親父さんのようです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の■■■さんは、平成7年に相続により申請地を取得しています。平成14年に、駐車場用地として転用許可を取得し、それ以降は転用者である法人へ貸していました。今回、貸していた土地を法人に売却することとなり、境界を確認したところ、法人が平成14年当時、許可の出ていない農地の一部まで、境界を超えて駐車場として造成していたことが判明したため、改めて土地を現状の形に合わせて分筆し、追認で転用許可を取得するため申請となりました。 ここで、前の航空写真をご覧ください。水色の線の右側が転用許可を取った筆、左側が転用許可を取っていない筆の境界です。境を越えて駐車場になっているのがお分かりいただけると思います。越えて造成してしまった筆に対し、農地部分と駐車場部分をきちんと分けて分筆登記を行い、分筆によってあらたにできたこの4筆に農地転用許可をするものです。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地・地域計画外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は「田」及び「水路」、南側、東側は「宅地」、西側は「田」及び「宅地」にそれぞれ接しており、隣接する農地の土地所有者は■■■さんであるため、周辺の営農上に問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地4筆289.72㎡は既に造成され、店舗の駐車場として長らく利用されており、今後、新たな工事は発生しません。 許可後も現状のまま管理していく計画で、境界を越えて造成してしまったことについては、転用者からの始末書が添付されております。 排水計画につきましては、雨水はこれまでどおり、北側の水路へ排水する計画で、各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。 預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	使用貸借権の設定です。番号2番 申請者、貸人、杵築、■■■区、■■■■、62歳、会社員。転用者、借人、■■■■区、■■■■、31歳、会社員。申請の土地、大字■■■■、地番、■■■■、地目、田、地積、509㎡、合計1筆の509㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、市内のアパートに家族3人で暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらも第3種農地です。 以上です。

議長	2 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7 月 2 3 日に農業委員と事務局と現地確認を行いました。3・4 番の地図がありますが、周りのほとんどが住宅地で大きな桜の木が植えられていて、管理ができない状態です。譲渡人と譲受人は親子関係で、母親名義になっており、息子に名義を変えとのこと。何の問題もないと思います。
議長	2 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	推進委員の説明のとおりです。地元に残るために隣接地にある母親の土地に家を建てるということです。若い人が地元に残るとのことで、大変歓迎される案件ではないかと思っております。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者と転用者は親子の関係です。 申請地は土地所有者である さんの自宅に隣接しています。 実家や小学校に近く、利便性が高い申請地に住宅を建築したいとのことで申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（準住居地域）に定められていることから「第 3 種農地」と判断されます。「第 3 種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地・地域計画外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側、東側、西側は「公衆用道路」、南側は「田」及び「公衆用道路」にそれぞれ接しており、隣接する田については土地所有者からの同意書が添付されているため、周辺の営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地 5 0 9 ㎡に、に約 3 1 坪の平屋の住宅を建築し、2 台分の駐車スペースを造成する計画で、 工事期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの約 7 ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は南側の市道側溝へ、汚水は合併浄化槽で処理後に同じく市道側溝へ接続する計画で、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、融資と自己資金で賄うようです。 借入手続きの写し及び預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第 2 4 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第 2 4 号」については、農地法第 5 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第25号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第25号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、〇〇県、〇〇〇〇、申請の土地、大字〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇、地目、畑、地積109㎡、外1筆、合計2筆の165㎡。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成2年頃までは、前所有者である夫の両親が野菜や果樹を作っていたが、高齢になり農地としての管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、〇〇〇〇農地委員より説明願います。
〇〇〇〇委員	7月17日に現地確認を行いました。農地になるような土地ではありません。竹や雑木が生えております。原野でお願いしたいと思います。
議長	1番について、〇〇〇〇農業委員よりご意見があればお願いします。
〇〇〇〇委員	推進委員の説明のとおりです。何の問題もないと思います。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月17日に、〇〇〇〇農地委員、〇〇〇〇農業委員と確認しました。 ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の農地と併せて売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、〇〇〇〇区、〇〇〇〇、申請の土地、大字〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇、地目、畑、地積2.40㎡、合計1筆の2.40㎡。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和50年頃、〇〇〇〇に〇〇〇〇が〇〇地区の配水池を設置したときから、法面の一部になっているとのことです。 以上です。
議長	2番について、〇〇〇〇農地委員より説明願います。
〇〇〇〇委員	7月16日に農業委員と事務局と申請人で現地確認を行いました。位置図の7・8ページになりますが、〇〇〇〇から県道を〇〇〇〇へ向かっていく途中〇〇〇〇号線に入りますが、右折して2.7kmほど登って行った先になります。市の水道管、池という話がありましたが、〇〇〇〇時代になると思いますが、昭和50年、今から51年ほど前になりますが、プールを作ったところ、

	真向いに馬の調教場トレーニングセンターを作りまして、ちょうど挟まれた形となります。見てのとおりで2.4㎡しかない土地になりました。機械も入りませんし、非農地に変えたいとの要望がありますので、よろしくお願いします。
議長	2 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	現地は が 地区に 簡易水道を作ったときに排水池用地として用地を購入しました。その一部残地が残ったところだと思います。2.4㎡と非常に小さく、農機具等も入らないので、農地としての利用価値がないと判断します。審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月16日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 この配水池という構造物は、 時代の水道課が昭和50年代に設置しており、水源から引水・濾過を行うとともに、 の 地区へ配水する貯水槽としての役割を持つ水道施設です。 過去の登記簿によると昭和55年3月に分筆されており、この施設が置かれている については、現在「杵築市」の所有する水道用地となっています。 、配水池を設置した当時から、申請地は残地として残ったままになっていると考えられます。 、申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しております。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、姪に所有権移転する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、 市、 、申請の土地、大字 、地番、 、地目、田、地積190㎡、合計1筆の190㎡。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和62年頃、叔父が農地法の許可を得ることなく申請地に住宅を建築してしまったとのことです。 以上です。
議長	3 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7月16日に農業委員と事務局と現地確認を行いました。昭和62年ごろに農地法を知らないまま叔父が家を建ててしまったということです。慎重審議をお願いします。
議長	3 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	申請者についてはよく知っていますが、このころは自分も農業委員をやっておらず、家を建てたんだと思っていましたが、申請をしていなかったということで、申請者が申請に来たということです。慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月16日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、令和8年に母からの相続で申請地を取得しています。 昭和62年頃、母の弟が当時農地法を認識しておらず、許可を得ないまま住宅を建築してしまったとのことで、申請者からの始末書が添付されています。

	申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。 また、この土地が農用地区域外であることを確認しております。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、叔父の名義に変更するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第25号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第25号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の1番から11番について、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について、 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)、について意見を求める。 番号1番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計2筆。番号2番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計1筆。番号3番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計3筆。計6筆、5, 333㎡の土地について、大分県農業農村振興公社を通し、番号4番の借人、XXXXXXXXXX区、XXXXXXへの貸付となります。 番号1番と番号4番は同一人物ですが、この方が新規就農する際に基盤整備事業を活用しました。その際に一帯を借り上げて整備する必要があり、自己所有の土地を含めてはいけない規定はなかったため、貸手借手が同一の利用権設定になっています。 耕作作物はスイートピーです。設定期間は5年の再設定、借人の経営面積は、田畑合わせて54.2アールです。 次に番号5番から11番までを説明します。 同一の借人ではありますが、契約が分かれているため、表記も分けています。 番号5番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計6筆。番号6番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計4筆。番号8番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計2筆。番号10番の貸人、XXXXXXXXXX、大字XXXXの土地、計2筆。計14筆、27,072㎡の土地について、 公社を通し、番号7番・9番・11番の借人、XXXXXXXXXX区、XXXXXXへの貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて705.6アールです。 よって、今回の利用権の設定は、番号1番から11番までとなり、公社への貸付は、貸し手農家数7戸、20筆、32,405㎡。公社からの借入は、借り手農家数2戸、20筆、32,405㎡。合計9件、40筆、64,810㎡が利用権の設定面積です。

	以上です。
議長	只今、「議案第２６号」の１番から１１番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第２６号」の１番から１１番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第２６号」の１番から１１番については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第７号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書１２ページをお開き下さい。 報告第７号、農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号２番の借人、■■■■が、大分県農業農村振興公社を通し借り入れている、大字■■■■の土地、計２筆、１，２６２㎡を 番号１番の貸人、■■■■に返還するための合意解約です。 続いて、番号４番の借人、■■■■が、公社を通し借り入れている、大字■■■■の土地、計５筆、４，９９５㎡を番号３番の貸人、杵築市長、永松悟に返還するための合意解約です。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和８年度第５回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(１４ ： ２５ 終了)